

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	12-3	担当課	環境・ゼロカーボン推進課
法令名	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	根拠条項	31-1	許認可等の内容	第一種フロン類充填回収業者の変更の届出
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (平成十三年六月二十二日法律第六十四号)					
(登録の拒否)					
第二十九条 都道府県知事は、第二十七条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第一種特定製品へのフロン類の充填を適正に実施し、及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。					
一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者					
二 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第二条第十一项に規定する引取業者をいう。第七十一条第二項及び第八十七条第二号において同じ。）、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済自動車再資源化法第二条第一六項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第五十一条第二号ロ及び第六十四条第二号ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者					
三 第三十五条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者					
四 第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが第三十五条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの					
五 第三十五条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者					
六 法人であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの					
2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。					
(変更の届出)					
第三十一条 第一種フロン類充填回収業者は、第二十七条第二項各号に掲げる事項に変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）があったときは、その日から三十日以内に、主務省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。					
2 第二十八条及び第二十九条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。					